

基本事業14404 生活衛生営業の衛生確保

(主担当：衛生指導課)

主な取組内容

1. 関係機関と連携して自主衛生管理の導入を進め、理・美容所、公衆浴場などの生活衛生営業施設の衛生水準の向上を図ります。

1 生活衛生

生活衛生営業施設に対して、公衆衛生上遵守すべき事項について、各法令等に基づき、監視指導を行いました。

また、近年増加している入浴施設等を原因とするレジオネラ症対策として、公衆浴場や宿泊施設を対象に施設の監視・指導を実施し、自主衛生管理の推進に努めました。

(1) 生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況

業種	区分	施設数 (令和2.3.31現在)	監視指導件数	開設数	廃止数
理容所		224	14	3	1
美容所		482	35	20	13
クリーニング所		177	4	2	12
公衆浴場		52	20	0	6
興行場		13	4	3	3
旅館業		117	46	2	5
合計		1,065	123	30	40

※ 「興行場」の監視指導件数及び開設数、廃止数は仮設営業によるものを含まず。

※ 「クリーニング所」の施設数には、取次を行うのみの事業所を含まず。

※ 「旅館業」の施設数及び監視指導件数には、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅を含まず。